

会 議 録

| | |
|---------------------------|---|
| 会議名 | 令和3年度第1回 野田市特別職報酬等審議会 |
| 議題及び議題 毎の公開又は 非公開の別 | 1 会長及び副会長の選出について（公開） 2 常勤の特別職の職員の地域手当の廃止について（諮問）（公開） 3 常勤の特別職の職員の地域手当の廃止について（答申）（公開） 4 市議会議員の議員報酬等及び特別職の職員の給与のあり方について（公開） |
| 日 時 | 令和3年11月9日（火） 午後1時30分から午後3時20分まで |
| 場 所 | 市役所高層棟8階大会議室 |
| 出席者 | 会 長 原 崇人 副会長 斉藤 弘美 委 員 青木 進 山本 和也 富澤 昇 櫻井 正則 鷺尾 真由美 鈴木 弘子 千葉 和榮 事務局 鈴木 有（市長） 今村 繁（副市長） 宮澤 一弥（総務部長） 大久保 貞則（総務部次長（兼）総務課長） 山本 茂（人事課長） 中代 英夫（議会事務局主幹） 日下部 安孝（総務課長補佐（兼）文書法規係長） 西澤 央（人事課長補佐） 藤井 美樹子（人事課給与厚生係長） 木下 友晴（人事課主任主事） 古谷 尚久（人事課主任主事） |
| 欠席委員 | 中西 由紀恵 |
| 傍聴者 | 無し |
| 非公開の事由 | 無し |

| | |
|-----|--|
| 事務局 | <p>1 開会</p> <p>事前に配布した資料の修正について説明。会議の公開について、審議事項に非公開とするべき事項がないため公開で行うこととし、市ホームページにおいて市民へ周知していることを報告する。開会の時点で傍聴希望者がいないこと、審議途中で希望する者があった場合に傍聴を許可することを説明。</p> |
| 事務局 | <p>2 市長挨拶</p> <p><挨拶></p> <p>3 委員紹介</p> <p><委員の選出区分の順に沿って紹介></p> <p>委員10名中、9名の委員が出席しているため、野田市特別職報酬等審議会条例（以下「報酬等審議会条例」という。）第7条第2項の規定により、会議が成立していることを報告する。</p> |
| 事務局 | <p>4 事務局職員紹介</p> <p><職員紹介></p> <p>5 野田市特別職報酬等審議会の概要について</p> <p><野田市特別職報酬等審議会の概要について、資料を基に説明></p> <p>6 議題</p> <p>(1) 会長及び副会長の選出について</p> <p>審議会設置後、初めての会議となるため、会長及び副会長を委員の互選により選出した。指名推薦で会長は原委員、副会長は斉藤委員に決定する。</p> <p>議事進行については、報酬等審議会条例第7条第1項により、会長が議長を務める。</p> <p>(2) 常勤の特別職の職員の地域手当の廃止について（諮問）</p> |

| | |
|-------|---|
| 市長 | (諮問) 常勤の特別職の職員の地域手当の廃止について、報酬等審議会条例第2条の規定により、諮問する。 |
| 事務局 | <常勤の特別職の職員の地域手当の廃止について、資料を基に説明> |
| 原会長 | 質問、意見等を求める。 |
| 斉藤副会長 | 事務局の説明の中で、国との均衡上、地域手当を支給することは差し支えないが、野田市では地域手当本来の性格から見れば特別職の職員に地域手当を支給することはなじまないとあった。我孫子市や鎌ヶ谷市では、特別職には当てはまらない、と考えているとあるが、「当てはまらない」と「なじまない」に考え方等何か違いはあるのか。 |
| 事務局 | 我孫子市や鎌ヶ谷市の当てはまらないとの考え方は、野田市が今考えている、なじまないという考え方と同じであると考えている。 |
| 千葉委員 | 今は地域間といわれても、交通の便、自動車の便が発達し、コンビニやスーパーも全部大手の業者が占めており、地域間を示す特殊性等が出てこない。地域間の特殊性という事情がどこにあるのか。自分の中に地域手当という存在そのものについて、否定する考えもある。 |
| 事務局 | 確かに利便性という面では、買物等で特に困る、というようなことはないが、物価については、やはり地域間の較差があるため、それを是正しようというのが地域手当となる。 |
| 斉藤副会長 | 廃止に反対ということではないが、一般職では地域手当をもって地域の較差を埋めている。特別職に限定して、なぜ地域手当はなじまないと考えるのか。 |
| 事務局 | 一般職の公務員の場合は、全国的に均衡を図る、ということで地域手当が支給されている。特別職の給与は、職務の特殊性に応じて定められるべ |

| | |
|------|---|
| | <p>きもので、その中に、市の財政状況等の諸事情が入ってくることもあるが、地域間の較差を是正するような手当を支給することはなじまないと考ええる。</p> |
| 山本委員 | <p>なじまないということと市の財政状況ということの両方の話が出たが、基本的に地域手当はなじまないからということではどうか。</p> |
| 事務局 | <p>そのとおり。</p> |
| 青木委員 | <p>20年間このような協議がされていない中で、千葉県全体で特別職への地域手当の支給割合はどれくらいか。</p> |
| 事務局 | <p>近隣自治体において地域手当を支給していない団体は、習志野市、我孫子市、鎌ヶ谷市の3市である。</p> |
| 原会長 | <p>20年以上審議会が開かれないうちで、これまで地域手当を支給してきて、ここに来て突然、地域手当を外そうという話が出たのはなぜか。</p> |
| 事務局 | <p>これまでは、この審議会は臨時的なもので市長が諮問しない限り開催できないものだった。最後に開催された平成9年は、バブルは崩壊していたが、当時、議員を含めて給料が職務を全うするには安いという判断で金額を上げた。その後、景気の方が失われた30年と言われるような状態で、なかなか給料、報酬について審議をするような機会がなく30年近く経ち、今の給料が適正なのかどうか、審議会を開催し、給料や報酬の特殊性において計算式で出せないということもあるので、きちんと議論してもらうよう市長から指示があったもの。</p> <p>地域手当については、支給しないという考えがなかったが、調査をしていく中で支給をしていない市があるということが分かり、そもそも、なぜ地域手当を特別職に出さなければいけないのか、との疑問に当たり、今回、諮問をさせていただいた。</p> |

| | |
|------|---|
| 山本委員 | 私も地域手当はなじまないと思う。今回の提案に賛成する。 |
| 原会長 | <地域手当の廃止について採決を取り、全会一致で賛成> |
| 原会長 | 事務局案どおり地域手当を廃止することで決定し、本日答申をする。 |
| | <p>(3) 常勤の特別職の職員の地域手当の廃止について (答申)</p> <p>(答申) 常勤の特別職の職員の地域手当の廃止について、当審議会において審議した結果、常勤の特別職の職員の地域手当は廃止することを答申する。</p> |
| 事務局 | <p>(4) 市議会議員の議員報酬等及び特別職の職員の給与のあり方について</p> <p><市議会議員の議員報酬等及び特別職の職員の給与のあり方について、資料を基に説明></p> |
| 原会長 | 整理をすると、元々野田市においては、人事院勧告に基づいて特別職の報酬のあり方も決めてきたが、それで良いのだろうかという問題意識がある。ただし、人事院勧告をよりどころにしなかった場合、特別職の報酬についてどのように考えていけばいいのか、という部分については、まだ整理ができておらず、これから議論をしていかなければならない。今年度の期末手当については、議論がそこまで進まないの勧告を取り入れず、従前を維持するという点について、意見を求めるということで良いか。 |
| 事務局 | そのとおり。 |
| 原会長 | 今回は議論が間に合わないため見送り、次回以降、事務局が様々な資料を出し、審議をするということについては、良いと思う。具体的には今後どのような取組で、どのような話合い、議論を考えているのか。 |
| 事務局 | 議員の報酬、特別職の給料というのはよりどころがなく、その職務の特殊性とか職責とか、言葉では表現できるが、単純に計算で決まるようなも |

| | |
|-------------|--|
| <p>原会長</p> | <p>のではないため、全国の自治体がどのように決定しているのか、資料を収集し、また、野田市としての考えを示しながら審議いただきたい、と考えている。また、給料とか報酬はよりどころがない、と言いながら、期末手当については人事院勧告をそのまま使っていたということもあり、継続的な審議をしていただき、方向性やあり方を議論していただければ、と考えている。</p> <p>今後議論をするにあたり、このような資料があると理解が深まるのではないか、というものはあるか。私からは、野田市と同じような財政規模の自治体における報酬等の状況について。また、議員に関しては定数も含めての資料があると比較ができると思う。</p> <p>また、資料に何十年も前の内簡や通知があるが、この後変更等はないのか。何か通知や行政書簡があれば提示いただきたい。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>この後は通知が出ていない。</p> |
| <p>櫻井委員</p> | <p>このテーマをゼロベースで積み上げて考えるのは非常に困難。現時点で事務局が問題と考えていること、見直しが必要と思っていることを、テーマ出ししてもらい、そこに我々も思うことを付け加えるという形だと、考えやすい。次回以降、検討いただきたい。</p> |
| <p>青木委員</p> | <p>議員も地域手当の支給はないが、報酬のほかに政務活動費などを野田市が支出している。それがどのようなものか資料を出してもらい、話し合いたい。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>資料を用意させていただきたい。</p> |
| <p>原会長</p> | <p>議論をこれから進めるにあたり、野田市としては、具体的にどういう方向性にしたいのか。目標等はあるか。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>現時点で、具体的にどうしていくかというものはない。20年間以上、審</p> |

| | |
|--------------|--|
| | <p>議会を開催していないため、適正なのかどうかということを、事務局としてもいろいろなデータを出しながら、ご審議いただきたいと考えている。</p> <p>ただし、議員報酬については、以前は名誉職的な形で他に職を持っている議員が多かったが、最近では議員収入がすべて、という方も増えており、どのように議員活動を評価するか、また、そのための報酬であるということで議論していただきたいと思う。</p> <p>議員の期末手当は、平成30年度に上げようとしたが、議会の方で、そもそも9年度から議員報酬自体が変わっていないことから、期末手当ではなく、まずはその議員報酬が適正なのかどうか、議論をすることが先という意見があり見送ったということもあった。</p> |
| <p>斉藤副会長</p> | <p>何がどういう状況で、どうしたらいいかということが、現段階だと分からない、これが現実だと思う。事務局でまず、いろいろな資料を用意して、早急に答えを出すということではなく、時間をかけ、皆さんにご意見を出していただいて、給料、報酬のあり方をどうしていくか、着地点を見出していくべきだと考える。</p> |
| <p>原会長</p> | <p>期末手当の整理については、もう少し審議を進めた上で決めるということで、今年度については人事院勧告への対応を見送る。4.45月から4.30月とする人事院勧告だったが、議員や特別職に関しては、それを見送るということについては、意見はあるか。</p> |
| <p>原会長</p> | <p>(了承)</p> <p>今年度の人事院勧告への対応は見送る、という方向で決定する。</p> |
| | <p>7 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次回の審議会：来年2月頃の予定。 |
| <p>鈴木委員</p> | <p>今回の資料が会議の前日に郵送で届いた。目を通す時間がないので、もう少し早くいただきたい。開催日についてもなるべく早く知らせていただ</p> |

| | |
|-----|---|
| 事務局 | <p>きたい。</p> <p>可能な限り早めにお渡しする。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 会議録等の公表について、総務課職員から説明。 <p>(会議資料の公表、会議録の概要版の作成と公表、そして委員名簿の公表の取扱いについて了承)</p> <p>審議会終了</p> |
|-----|---|